

経済産業省

平成18・10・13貿局第1号
輸入注意事項18第16号
経済産業省貿易経済協力局

「北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の二号承認制への追加について」を制定します。

平成18年10月13日

経済産業省貿易経済協力局長 石田 徹

「北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の二号承認制への追加について」

平成18年10月13日付け経済産業省告示第308号（輸入公表の一部を改正する告示）により、輸入公表の二の表の第1の北朝鮮の項に掲げられた貨物については、平成18年10月14日以降二号承認を受けるべき貨物となりました。

このため、平成18年10月14日以降の当該貨物の輸入については、平成18年10月13日までに、税関長に対して関税法第67条の規定に基づく輸入申告、同法第43条の3第1項の規定に基づく蔵入承認申請、同法第62条において準用する同法第43条の3第1項の規定に基づく移入承認申請、同法第62条の3第1項の規定に基づく展示等申告、同法第62条の10の規定に基づく総保入承認申請又は同法第76条第3項の規定に基づく通知がなされていない場合は、輸入貿易管理令第4条第1項第2号の規定に基づく経済産業大臣の輸入の承認を受けなければなりません。外国為替及び外国貿易法第10条の規定に基づく閣議決定により輸入禁止措置をとるため、輸入承認は行いませんので注意してください。